

元 会 監 第 341 号

令 和 2 年 3 月 27 日

会 津 若 松 市 長 室 井 照 平 様

会 津 若 松 市 監 査 委 員 渡 部 啓 二

会 津 若 松 市 監 査 委 員 目 黒 章 三 郎

定 期 監 査 (後 期) の 結 果 に つ い て (報 告)

下 記 の と お り 会 津 若 松 市 監 査 基 準 に 準 拠 し て 定 期 監 査 (後 期) を
行 っ た の で 、 地 方 自 治 法 第 199 条 第 9 項 の 規 定 に よ り そ の 結 果 を 報
告 し ま す 。

記

1 監 査 の 種 類

地 方 自 治 法 第 199 条 第 4 項 の 規 定 に よ る 定 期 監 査

2 監 査 対 象 所 属

- (1) 企 画 政 策 部 (企 画 調 整 課 、 企 画 調 整 課 協 働 ・ 男 女 参 画 室 、 企
画 調 整 課 庁 舎 整 備 室 、 地 域 づ く り 課 、 秘 書 広 聴 課 、 情 報 統 計 課 、
北 会 津 支 所 ま ち づ く り 推 進 課 、 北 会 津 支 所 住 民 福 祉 課 、 河 東 支
所 ま ち づ く り 推 進 課 及 び 河 東 支 所 住 民 福 祉 課)
- (2) 総 務 部 (総 務 課 、 人 事 課 及 び 契 約 検 査 課)
- (3) 観 光 商 工 部 (観 光 課 、 商 工 課 及 び 企 業 立 地 課)
- (4) 農 政 部 (農 政 課 及 び 農 林 課)
- (5) 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局
- (6) 公 平 委 員 会

3 監査対象期間

平成30年度事務執行分

4 監査対象事項（一部抽出）

- (1) 行政評価の対象とされた事業及びその他予算計上事業
- (2) 議会（予算決算委員会等）で議論となった予算計上事業
- (3) 庶務経理事務
- (4) 上記(1)に関する工事
- (5) その他監査委員が必要と認めるもの

5 監査の着眼点

全国都市監査委員会が定める「監査等の着眼点」の「第1 財務事務監査の着眼点」、「第2 経営に係る事業管理監査の着眼点」、「第3 工事監査等の着眼点」等に基づき、財務事務の正確性及び合規性、経営に係る管理の経済性、効率性及び有効性、工事の適正性等について、監査を実施した。

6 監査実施内容

あらかじめ対象事業及び工事に係る関係資料の提出を求め、当該資料の精査により更なる調査、精査を必要とする調査事項を選定した上で、当該事項を中心に所属長の出席を求め、監査委員による対面監査において、説明を聴取した。

7 監査の実施場所及び日程

(1) 書類審査

ア 実施場所 監査事務局内

イ 実施日 令和元年11月6日から令和2年2月5日まで

(2) 対面監査

ア 実施場所 河東支所 3階会議室

イ 実施日 令和2年2月6日

8 監査結果

事務の執行について、上記の着眼点により監査を実施した結果、おおむね適正な事務処理がなされていた。また、事務処理上留意すべき軽微な点等については、別途措置を促した。

なお、県緊急雇用創出基金事業補助金により実施された教育旅行誘致推進事業において、補助対象となる新規雇用者（原子力災害の影響による福島県被災求職者）の要件に該当しない新規雇用者がいたことが、所管課による事業内容の精査により後期定期監査期間中に判明した。これにより、所管課においては県と協議の上、平成30年度実施分においては、当該業務の受注者から市に該当する一部経費について返還し、市は同額を県へ返還することとした。令和元年度実施分については、県への補助金申請額を減額変更し、受注者への業務委託料について、同額を減額した。

なお、他の緊急雇用創出事業について確認したところ同様の事例はなかった。

(1) 意見

下記のとおり意見を付すべき事項が認められたので、事務事業の遂行に当たって留意されたい。

○風評対策キャラバン隊活動業務委託について（商工課）

当該業務委託は、福島県緊急雇用創出基金事業補助金をその原資とし、委託業務が実施され、受注者である事業者により当該事業のために雇用された社員が風評対策キャラバン隊

の活動を実施するものである。また、受注者である事業者は、当該業務に限らず、様々な業務を市及び市の関係団体等から請け負っている状況にある。

今回提出された関係書類によると、当該業務の事業報告書におけるイベント会場設営作業の写真に、同会場で実施され、商工課が当該事業者へ別途発注した会津漆器展示会会場設営業務の業務完了届の履行状況写真と同一のものが使用されており、2つの業務委託の履行状況を区分できる状況になかった。

商工課への聞き取りによると、キャラバン隊における業務は当日の会場設営作業・ステージイベント等であり、別途発注業務は、事前の展示物作成・会場設営業務であるため、2つの業務は役割分担がなされているとのことであった。今後、当該業務及び別途発注業務を実施する場合には、それぞれの業務において行うべき業務内容について精査し、仕様書において、受注者へ明確に指示する必要があると考える。また、業務完了報告に当たっては、区分された業務内容の履行状況が確認できるような報告書の作成について受注者へ注意を促し、発注者として第三者への説明責任が果たせるようにしなければならない。

さらに、当該風評対策キャラバン隊活動業務委託の実施に当たっては、県から通知されている実施要領などの各種留意事項に沿った事業運営が図られるよう、発注者及び受注者双方が事業目的、条件等について理解を深める必要があると思

料する。